

令和 6 年 5 月 26 日現在

機関番号：14501

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2021～2023

課題番号：21K00282

研究課題名（和文）近代日本における通俗教育にみる課外読み物の選書に関する基盤的研究

研究課題名（英文）A Fundamental Study on the Selection of Extracurricular Reading in Modern Japanese Social Education

研究代表者

目黒 強（Meguro, Tsuyoshi）

神戸大学・人間発達環境学研究科・准教授

研究者番号：70346229

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,600,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、通俗教育（社会教育）が取り組んでいた課外読み物の統制について検討し、以下の成果を得た。

一つ目の成果は、課外読み物がジャンルに応じて統制されていたことを明らかにしたことが挙げられる。さらに、同じジャンル（「冒険小説」など）であっても、課外読み物から排除されたり包摂されたりしていたことが明らかとなった。

二つ目の成果は、課外読み物の統制が民間団体（日本図書館協会と日本童話協会）にも担われていたことを明らかにしたことが挙げられる。さらに、民間団体が文部省による課外読み物の統制に組み込まれていく過程も明らかとなった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

まずは、本研究の学術的意義であるが、課外読み物統制の実態を解明するにはジャンル（「冒険小説」など）に着目する必要があること、文部省などによる上からの統制のみならず、日本図書館協会などの民間団体による下からの統制の検討が必要であることを示唆した点が挙げられる。

次に、本研究の社会的意義であるが、子どもの読書活動推進計画による優良図書の推奨や青少年健全育成条例による有害図書の規制など、現代社会における課外読み物統制について、歴史的に検討し相対化する視座を提供した点が挙げられる。

研究成果の概要（英文）：This study examined the control of extracurricular reading, which was being addressed by social education, and obtained the following results.

The first result was that extracurricular reading was controlled according to genre. Furthermore, it was found that even the same genre (such as "adventure novel") was sometimes excluded from and sometimes included in extracurricular reading.

The second result was that it was revealed that the control of extracurricular reading was also carried by private organizations (Japan Library Association and Japan Society for Children's Literature). In addition, the process by which private organizations were incorporated into the Ministry of Education's control of extracurricular reading was revealed.

研究分野：文学

キーワード：児童文学 国語科教育 社会教育

1. 研究開始当初の背景

これまで申請者は、基盤研究(C)「明治期における子どもの読書活動に関する歴史社会学的研究」(課題番号:24520214、代表者:目黒強、平成24年度~平成26年度)などの助成を受けながら、課外読み物の統制が明治期における児童文学の成立に及ぼした影響に関する研究に取り組んできた。

一連の研究を通して明らかになったのは、「学生生徒ノ風紀振肅ニ関スル件」(1906年)という訓令から「通俗教育調査委員会官制」(1911年)にかけて、課外読み物の統制が試みられるようになり、児童文学の成立については発展に少なくない影響を及ぼしたという点である。

そこで注目したのが通俗教育(現在の社会教育、図書館教育を含む)における選書実態である。1910年に小松原英太郎文部大臣が「図書館ノ施設ニ関スル訓令」にて図書館における課外読み物の統制を指示しているように、明治末年から大正にかけて課外読み物を統制する場として図書館が位置付けられているにもかかわらず、通俗教育の実態が解明されていないからである。

本研究に関する研究分野としては、図書館教育研究と国語教育研究と児童文学研究の三分野が挙げられる。

まずは、図書館教育研究における課外読み物研究の動向であるが、明治・大正期の図書館における選書を主題とした研究がほとんど認められないなかで、新藤透が一連の研究で取り組んでいる(「明治・大正期に於ける学生風紀問題と「選書」論」『日欧比較文化研究』18号、2014年、など)。しかしながら、課外読み物として言及されている作家や作品などについては検討しておらず、制度的研究に留まっている。

次に、国語教育研究における課外読み物研究の動向であるが、明治・大正期を検討した研究は管見の限り見当たらない。関連する研究としては、正課として位置付けられる読本、副読本に関する研究が挙げられる。明治期については府川源一郎『明治初等国語教科書と子ども読み物に関する研究』(ひつじ書房、2014年)、大正から昭和期にかけては武藤清吾『芥川龍之介編『近代日本芸読本』と「国語」教科書教養実践の軌跡』(溪水社、2011年)が挙げられるが、本研究とは検討対象が異なっている。

最後に、児童文学研究における課外読み物研究の動向であるが、明治期については申請者の一連の研究、昭和期については浅岡靖央『児童文化とは何であったか』(つなん出版、2004年)をはじめとした研究が認められるものの、大正期については管見の限り見当たらない。本研究は、児童文学研究における課外読み物研究の空白期間を扱ったものだといえる。

以上の通り、近代日本における課外読み物研究は未開拓であり、研究の蓄積が認められないテーマであるといえる。

2. 研究の目的

本研究の目的は、どのような課外読み物が青少年に薦められたり、禁じられたりしていたのかについての具体的な検討を通して、通俗教育が取り組んでいた課外読み物の統制の実態を解明することである。

具体的には、通俗教育が本格化した1910年代から1920年代における課外読み物関連資料の調査・収集・分析を通して、どのような作家・ジャンル・作品が青少年向けの課外読み物として選書されていたのかを明らかにすることにより、課外読み物研究の学術的基盤を整備したいと考えた。

3. 研究の方法

研究計画

一年目は、通俗教育関連資料における課外読み物関連記事の調査・収集・分析に取り組む。

二年目は、学校教育関連資料の調査・収集・分析に取り組む。

三年目は、一年目と二年目の成果をもとに、課外読み物として推薦されたり禁じられたりしていた作家・ジャンル・作品の傾向について、児童文学研究の知見を踏まえながら分析し、その成果をデータベース化する。なお、通俗教育の一環として作成されていた『図書館書籍標準目録』における「少年書類」記載作品の調査・収集・分析については、時間が要されることから、一年目から二年目にかけて実施することとした。

(2021年度)

- ・通俗教育関連資料における課外読み物関連記事の調査・収集・分析
- ・『図書館書籍標準目録』における「少年書類」掲載書籍の調査・収集・分析
- ・日本児童文学学会等における学会発表・論文投稿

(2022年度)

- ・学校教育関連資料・児童文学関連資料における課外読み物関連記事の調査・収集・分析

- ・『図書館書籍標準目録』における「少年書類」掲載書籍の調査・収集・分析
- ・日本児童文学学会等における学会発表・論文投稿

(2023 年度)

- ・「課外読み物作家等」に関する分析
- ・日本児童文学学会等における学会発表・論文投稿
- ・「課外読み物作家等」のデータベースの作成・報告書の作成

研究方法

まずは、課外読み物関連記事の分析方法であるが、「選書方針」と「課外読み物として言及されている作家・ジャンル・作品等」(以下、「課外読み物作家等」と略記する)の観点から収集し、整理・分析することとした。

「選書方針」については、特集や巻頭論文を中心に分析する。その際、「図書館ノ施設ニ関スル訓令」(1910年)・「通俗教育調査委員会官制」(1911年)・臨時教育会議答申「通俗教育ニ関スル件」(1918年)・玩具絵本改善研究会の設置(1927年)など、課外読み物を統制していた制度の影響関係にも留意した。

「課外読み物作家等」については、ジャンルにも留意することとした。ジャンルに着目したのは、申請者による明治期の課外読み物研究から選書の際にジャンルが指標となっていることが明らかとなったからである(「探偵小説」は読ませるべきではない等)。

4. 研究成果

(2021 年度)

2021年度は、通俗教育関連資料における課外読み物関連記事の調査・収集・分析、『図書館書籍標準目録』における「少年書類」掲載書籍の調査・収集・分析に取り組んだ。

通俗教育関連資料における課外読み物関連記事の調査・収集・分析については、明治・大正期における図書館界のオピニオン誌である『図書館雑誌』を調査・分析し、以下の知見と課題を得た。

一つ目の知見としては、児童図書館の存在意義を脅かしかねない有害図書については排除する傾向にあったことが挙げられる。文部省による課外読み物統制と軌を一にしながら、日本図書館協会もまた、課外読み物を統制していた局面が明らかとなった。

二つ目の知見としては、ジャンルにより、課外読み物の統制が異なる様相を呈していたことが明らかとなったことが挙げられる。たとえば、「お伽噺」と「探検小説」と「小説」については、有害図書として排除されるとは限らなかった。「お伽噺」と「探検小説」が容認された要因としては、青少年の思想善導と親和的であった側面を指摘した。「小説」が容認された要因としては、「小説」を愛好する青少年層を取り込む手段であったことが明らかになったが、青少年の思想善導とは相容れない側面が指摘できた。

三つ目の知見としては、日本図書館協会と文部省と関係の変容が明らかとなったことが挙げられる。明治末期の『図書館書籍標準目録』の建議と大正中期以降の文部大臣諮問に対する答申を検討したところ、日本図書館協会が文部省の通俗教育行政に取り込まれる過程が明らかとなった。このような日本図書館協会のポジションの推移は、図書館における課外読み物の統制を政治化し、選書方針に影響を及ぼしたと考えられる。

課題としては、『図書館雑誌』にて統制されていた課外読み物の具体を明らかにできなかった点が挙げられる。『図書館雑誌』には「新刊図書目録」を除き、目録が掲載されていなかったため、いかなる作品が「良書目録」として可視化され、どのような目録が利用されていたのかについては明らかにできなかった。

『図書館書籍標準目録』における「少年書類」掲載書籍の調査・収集・分析については、『図書館雑誌』の文献調査を通して、日本図書館協会が文部省へ建議したことにより、『図書館書籍標準目録』が作成されるに至った経緯が明らかとなったことが挙げられる。

なお、調査期間内に発行された『図書館書籍標準目録』を収集し、「少年書類」掲載書籍の基本データの整理に着手した。

以上の研究成果の一部は、2021年11月開催の日本児童文学学会第60回研究大会にて口頭発表し(目黒強「明治・大正年間における『図書館雑誌』にみる課外読み物の選書論の検討」)、その発表をもとにした論文「明治・大正期における『図書館雑誌』にみる課外読み物の選書論」が2022年9月刊行の『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』16巻1号に掲載された。

(2022 年度)

2022年度は、学校教育関連・児童文学関連資料における課外読み物関連記事の調査・収集・分析、『図書館書籍標準目録』における「少年書類」掲載書籍の調査・収集・分析に取り組んだ。

学校教育関連・児童文学関連資料における課外読み物関連記事の調査・収集・分析については、日本童話協会の機関誌で、当時を代表する総合的児童文化雑誌である『童話研究』を調査・分析し、以下の知見と課題を得た。

一つ目の知見としては、「童話批評」を通して「童話」というジャンルの社会的地位の向上を試みていたことが明らかになったことが挙げられる。具体的には、一般文芸との差異化による「童話」の卓越化と一般文芸による「童話」の承認、口演童話の排除と芸術童話の卓越化、プロレタリア童話ならびに女人童話の排除と包摂などが認められた。

総じていえば、「童話批評」を通して「童話」をめぐるジャンルのヒエラルキーが形成されていたことが明らかとなった。「童話」をめぐるジャンルのヒエラルキーの形成は、「童話」ひいては童話作家の社会的地位の正統化と連動していた。このような動向は、編纂物や目録に収録される作家・作品などに影響を及ぼす点で、課外読み物を選定する枠組みを形成したと考えられる。

二つ目の知見としては、日本童話協会という組織の変容が明らかになったことが挙げられる。昭和7年には文部大臣や内務大臣を会員として迎え入れるなど、日本童話協会は行政組織による正統化を試みるようになり、生成されつつあった「童話批評」の多様性が失われた可能性が示唆された。さらに、このような行政組織による正統化を招き入れる契機は、教育の観点から芸術至上主義を排除し、「道徳的期待」に応えるという「童話批評」に内在していたことを指摘した。

なお、日本童話協会による編纂物、同協会を主導した蘆谷蘆村の著作物、「童話批評」の確立を目指した尾関岩二の著作物、口演童話の普及を試みた内山憲尚の著作物を中心に収集し、当時の児童文化・児童文学の動向の把握を試みた。

課題としては、次の二点が挙げられる。

一つ目の課題としては、「研究」による「童話」の正統化の検討が挙げられる。『童話研究』誌上でも大々的に宣伝されていた「総合童話大講座」は大正大学と立正大学で蘆屋蘆村が担当した講義をベースとしており、その講義は「日本に於ける最初の童話学講座」(無署名「最初の童話学講座」11巻7号、昭和7年7月1日)とされていた。このような「研究」による「童話」の正統化は、創刊当初から目指されており、「童話批評」にも影響を及ぼしていたと考えられる。

二つ目の課題としては、日本童話協会の活動の解明が挙げられる。日本童話協会内では、女人童話会など、多種多様な研究会が活動を繰り広げていたことが『童話研究』誌上で報告されていた。これらの研究会では児童文化・児童文学の担い手が養成されていたのか、研究会を通して自らの活動を正統化していたのかなどについて検討したい。

『図書館書籍標準目録』における「少年書類」掲載書籍の調査・収集・分析については、前年度に引き続き、調査期間内に発行された『図書館書籍標準目録』を収集し、「少年書類」掲載書籍の基本データの整理に取り組んだ。上述した蘆谷蘆村の著作物や日本童話協会が力を入れていた口演童話作品が同目録に掲載されていることが確認でき、日本童話協会が「童話」を正統化する試みが実を結んでいることが明らかとなった。

以上の研究成果の一部は、2022年11月開催の日本児童文学学会第61回研究大会にて口頭発表し(目黒強『童話研究』における「童話」の卓越化)、その発表をもとにした論文『童話研究』における「童話批評」の生成が2023年9月刊行の『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』17巻1号に掲載された。

(2023年度)

2023年度は、学校教育関連資料における課外読み物関連記事の調査・収集・分析、『図書館書籍標準目録』における「少年書類」掲載書籍の調査・収集・分析に取り組んだ。

学校教育関連資料における課外読み物関連記事の調査・収集・分析については、国語科教育の最初期の雑誌である『国語教育』を調査・分析し、以下の知見と課題を得た。

一つ目の知見としては、『国語教育』の主幹であった保科孝一に代表される課外読み物論の特徴が明らかになったことが挙げられる。保科に代表される課外読み物論のもとでは、副読本という社会的地位を付与することで教育的価値が認められた課外読み物を正統化したが、通俗読み物のみならず、芸術的児童文学・児童文化までも排除することで課外読み物を分断していた。なかでも、芸術的児童文学・児童文化が「感傷」を助長するという理由で排除されていたことは、教育と芸術の間で揺らいでいた副読本の選書方針を考える上で示唆的であった。

二つ目の知見としては、保科とは相容れない記事が掲載されるなど、課外読み物の捉え方には振幅が認められた点が挙げられる。その振幅は、副読本の国定化論から子ども本位の副読本論にまで及んでいた。主義主張の異なる記事の掲載を通して副読本としての課外読み物をめぐる論点を可視化することにより、『国語教育』は教科教育雑誌として課外読み物観の形成に寄与するのみならず、学校現場における選書方針に影響を及ぼしていたと考えられる。

課題としては、副読本の検討が挙げられる。主幹の保科をはじめ、『国語教育』に寄稿していた教育者には副読本を手がけている者が少なくないことから、保科が手がけた副読本の調査・収集に取り組んだのだが、史料の所在が判明しないものが多く、一部しか入手することができなかった。今後は、副読本の調査・収集を継続し、副読本においてどのような作家・作品が正統化されていたのかについて明らかにしたい。

『図書館書籍標準目録』における「少年書類」掲載書籍の調査・収集・分析については、「少年書類」掲載件数の推移や作家・作品等の傾向を明らかにできたことが挙げられる。まずは、動向としては、大正半ばから「少年書類」掲載件数が急増していることが明らかとなった。臨時教育会議にて通俗教育における課外読み物の統制が答申された時期と重なっていることから、統制の対象が拡大された可能性が示唆された。ただし、学校劇禁止令などにより統制の対象となっていた児童劇(学校劇・対話)の脚本が掲載されているなど、「少年書類」の認定基準は画一的

ではなく、ある程度、当時の児童文学・児童文化状況を包括していたことも示唆された。『図書館書籍標準目録』の編集方針の振幅が明らかとなった。なお、『国語教育』で議論されていた副読本の一部も、同目録には掲載されていた。

課題としては、十分なデータを収集することができず、「課外読み物作家等」のデータベースを作成することができなかった点が挙げられる。ただし、『図書館書籍標準目録』（明治44年～昭和2年）における「少年書類」掲載書籍のデータ入力については終わらせることができたことから、このデータを活用しながら、今後も、課外読み物統制の具体的動向を明らかにしていきたい。

以上の研究成果の一部は、2023年11月開催の日本児童文学学会第62回研究大会にて口頭発表し（目黒強「保科孝一主幹『国語教育』における課外読み物論の検討」）その発表をもとにした論文「大正期における副読本としての課外読み物論 - 『国語教育』を事例として - 」が2024年9月刊行の『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』18巻1号に掲載予定である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 目黒強	4. 巻 16巻1号
2. 論文標題 明治・大正年間における『図書館雑誌』にみる課外読み物の選書論	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要	6. 最初と最後の頁 95頁 104頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 目黒強	4. 巻 17巻1号
2. 論文標題 『童話研究』における「童話批評」の生成	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要	6. 最初と最後の頁 23頁 32頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 0件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 目黒強
2. 発表標題 保科孝一主幹『国語教育』における課外読み物論の検討
3. 学会等名 日本児童文学学会第62回研究大会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 目黒強
2. 発表標題 『童話研究』における「童話」の卓越化
3. 学会等名 日本児童文学学会第61回研究大会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 目黒強
2. 発表標題 明治・大正年間における『図書館雑誌』にみる課外読み物の選書論の検討
3. 学会等名 日本児童文学学会第60回研究大会
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------